

○厚生労働省令第三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条第一項並びに保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条及び第六条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p>	<p>(揭示) 第七十五条 (略) 2 指定訪問看護事業者は、原則として、前項の訪問看護ステーションである旨をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>(揭示) 第七十五条 (略) (新設)</p>

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)

第二条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十一年

厚生省令第十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公示)</p> <p>第五条 令第一条の規定による公示は、<u>地方厚生局等が当該地方厚生局等の掲示場に掲示すること及び当該地方厚生局等のウェブサイト</u>に掲載することによつて行うものとする。</p> <p>(公示)</p> <p>第二十一条 令第六条の規定による公示は、<u>地方厚生局等が当該地方厚生局等の掲示場に掲示すること及び当該地方厚生局等のウェブサイト</u>に掲載することによつて行うものとする。</p>	<p>(公示)</p> <p>第五条 令第一条の規定による公示は、地方厚生局等の掲示場に掲示することによつて行うものとする。</p> <p>(公示)</p> <p>第二十一条 令第六条の規定による公示は、地方厚生局等の掲示場に掲示することによつて行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。

(ウェブサイトへの掲載に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和七年五月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第七十五条第二項の規定の適用については、同項中「指定訪問看護事業者は、原則として、前項の訪問看護ステーションである旨をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。